

第3章 PFI事業の実施及びその他留意事項について

第1 事業の実施

1 事業の実施及び監視（モニタリング）

選定事業は、選定事業者との契約に基づき実施されます。

また、県（事業担当部局）は契約に基づき、選定事業者により提供される公共サービス（設計、建設、維持管理及び運営）の水準の監視や事業の実施状況報告・財務状況報告による事業の監視（モニタリング）を行い、公共サービス提供の対価を支払います。

このとき、県の責務として公共性の確保、サービス水準の確保・向上が求められます。

2 事業の中止/継続

何らかの事由により、契約に基づく選定事業者からのサービスの供給が不可能となる場合があります。このような場合に備えて、県と選定事業者との間で、責任の所在と対応方法について、その事由ごとに、契約を定めておくことが必要です。

このときの契約内容は、具体的かつ詳細・明確であることが求められます。

また、当然のことですが、県民サービスの提供に支障が生じないよう（最低限の影響にとどまるよう）配慮することが必要です。

3 事業の終了

契約等に定める事業の終了時期となったとき、選定事業は終了となります。このとき、土地の明渡し等、あらかじめ契約等で定められた資産の取扱いに則した措置を適切に行います。

第2 契約について

1 責任分担の明確化（契約主義）

P F I 基本方針にあるとおり、P F I 事業の実施に当たっては、事業の適正かつ確実な実施の確保を図るため、公共施設等の管理者と選定事業者間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすることが必須となります。

これは、P F I が、官民の役割や責任の所在が必ずしも明確でない従来型の公共事業とは異なり、事業期間が長期にわたることなどから、契約で明確な役割分担を定めることなしには、事業の効率性などを達成することが困難であるためです。

明確な契約なしには、事業の適正かつ確実な実施を確保することができませんし、リスク分担のあいまいさから事業者のV F Mの追求が困難になり、P F I 事業のメリットが活かされません。

このため、契約に限らず、実施方針を示す段階などにおいても、選定事業における県の役割や関与、リスク分担をできる限り具体的に明らかにすることが必要です。

2 事業の適正な実施に関する基本的な事項

P F I 基本方針に沿って、県が事業の適正かつ確実な実施の確保を図るため措置すべき基本的な事項を以下に掲げます。

- (1) 実施方針において、選定事業における県の関与、リスク及びその分担をできる限り具体的に明らかにすること。
- (2) 事業計画又は契約等において、以下の点に留意して規定し、契約等は公開すること。
 - ア 契約等は、あいまいさを避け、具体的かつ明確なものとする。
 - イ サービス内容と質、サービス水準の測定・評価方法、履行方法等を詳細に定めること。
 - ウ 契約等の規定に違反があった場合における、選定事業の修復に必要な適切かつ合理的な措置、債務不履行の治癒及び当事者の救済措置等を定めること。
 - エ 選定事業者に対する関与は、必要最小限となるよう配慮すること。
 - オ 適正な公共サービスの提供を担保するため、以下の事項等に配慮し契約等を行うこと。
 - (ア) 県は事業者の提供するサービス水準を監視することができる。
 - (イ) 県は事業者から定期的に実施状況報告書を求めることができる。
 - (ウ) 県は事業者から定期的に公認会計士等による監査を経た財務状況報告書等の提出を求めることができる。
 - (エ) 事業の実施に深刻な影響を与えるおそれのある事態が発生したときには、県及び事業者は相互に対し報告を求めることができるとともに、適当な第三者による調査の実施と、その調査報告書の提出を求めることができる。
 - (オ) その他、公共サービスの適切かつ確実な提供を確保するために必要かつ合理的な措置と、県の救済のための手段を規定する。
 - カ リスク分担については、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方に基づき取り決めること。
 - キ 経済的に合理的な手段で軽減等できるリスクについては適切な措置を講じること。

- ク 事業の終了時期を明確にすること。
 - ケ 事業終了時における土地の明渡し等、資産の取扱いについては、経済的合理性を勘案の上、できる限り具体的かつ明確に規定すること。
 - コ 事業継続が困難になる事由をできる限り具体的に列挙し、当該事由が発生した場合又は発生するおそれが高いと認められる場合における当事者がとるべき措置を、その責めに帰すべき事由の有無に応じて、具体的かつ明確に規定すること。
 - サ 事業継続困難時において、事業修復の可能性がある、事業を継続することが合理的である場合における事業修復に必要な措置を、その責めに帰すべき事由の有無に応じて、具体的かつ明確に規定すること。
 - シ 事業破綻時における公共サービス提供の確保については、土地の明渡し等、資産の取扱いを含め、当該事業の態様に応じて、的確な措置を講ずる旨、規定すること。
 - ス 契約等の解除条件となる事由に関し、その要件及び当該事由が発生したときに契約等の当事者のとるべき措置について、土地の明渡し等、資産の取扱いを含め、具体的かつ明確に規定すること。
 - セ 事業者が破綻した場合に、県と融資金融機関との間で直接交渉することが適切であると判断されるとき、融資金融機関の権利保護等に配慮しつつ、あらかじめ事業の態様に応じ、適切な取り決めを行うこと。
 - ソ 事業者の責任により組成される金融の仕組みによって、事業者の破綻に伴い、金融機関等第三者が事業の継承を要求し得る場合には、公共性、公平性の観点に基づき、継続的な公共サービスの提供を確保するために合理的である限りにおいて、あらかじめ、契約等において適切な取り決めを行うこと。
 - タ 契約等若しくはその規定の解釈について疑義が生じた場合に、これらを解消するための手続きその他の措置については、当該事業の態様に応じ、あらかじめ具体的かつ明確に規定すること。
- (3) 選定事業者が、国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。）である場合には、特に、具体的かつ明確な責任分担の内容を明らかにし、透明性を保持するよう、特段の配慮を行うこと。
- (4) 選定事業者が当該選定事業以外の事業等に従事する場合に、当該選定事業以外の事業等に伴うリスクにより当該選定事業に係る公共サービスの提供に影響を及ぼすおそれがあるときは、この影響を避けるため又は最小限とするため、契約等に必要な規定を設ける等、適切な措置を講じること。

また、選定事業者が、選定事業を実施するために新たに設立された法人である場合には、選定事業の実施に係る懸念を解消するため必要なときは、県と選定事業者の出資者との間で、選定事業の適正かつ確実な実施を担保するために必要な措置を経済的合理性を勘案の上、別途講じておくこと。

第3 リスクについて

「リスク分担等に関するガイドライン」に沿って、リスク分担の検討方法等について以下に掲げます。

1 リスクとは

契約等の締結の時点ではその影響を正確には想定しがたい不確実な事由によって、事業に要する支出又は事業から得られる収入が影響を受け、損失が発生する可能性をリスクと言います。

リスク分担については、選定事業者における資金調達のコスト等の条件に大きな影響を与えるとともに、リスクは選定事業ごとに異なるものであるため、リスク分担の検討に当たっては、個々の選定事業に即してその内容を評価・検討し、適切かつ明確な内容となるように特段の配慮が必要です。

なお、本活用指針に示されている考え方等は、例示的な性格を帯びたものであり原則ではないことに留意が必要です。今後のわが国におけるPFI事業の普及に応じ、公共部門・事業者双方におけるPFI事業への理解が深まり、リスク分担やその検討方法の高度化が実現することが期待されます。

2 リスク分担の検討に当たり留意すべき事項

(1) リスクとその原因の把握

当該選定事業の実施に係るリスクとその原因をできる限り把握する。

(2) リスクの評価

- ア 抽出したリスクが顕在化した場合、必要と見込まれる追加的支出のおおよその定量化
- イ 定量化困難の場合には定性的に選定事業への影響の大きさを評価することが望ましい。
- ウ また、経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクがないかを確認する。軽減・除去可能な場合は、要する費用を見積もることが望ましい。

(3) リスクを分担するもの

県と選定事業者のいずれが、下記の対応能力を有するかを検討し、かつリスクが顕在化した場合のその責任の帰属に応じて、リスクを分担する者を検討する。

- ア リスクの顕在化をより小さな費用で防ぎ得る対応能力
- イ リスクが顕在化するおそれが高い場合に追加的支出を極小化し得る対応能力

(4) リスクの分担方法

リスク分担方法としては下記の方法が考えられますが、リスクが顕在化した場合の追加的支出の分担方法をその状況における各主体の追加的支出の負担能力を勘案しつつリスクごとに検討します。

- ア 県あるいは選定事業者のいずれかが全てを負担
- イ 双方が一定の分担割合で負担（段階的に分担割合を変えることはあり得る）
- ウ 一定額まで一方が負担し、当該一定額を超えた場合は、ア又はイの方法で分担
- エ 一定額まで双方が一定割合で負担し、当該一定額を超えた場合、アの方法で分担

3 リスク要素

1	調査・設計に係るリスク	ア 設計等の完了の遅延 イ 設計等費用の約定金額の超過 ウ 設計成果物の瑕疵等
2	用地確保に係るリスク	ア 事業用地確保の遅延 イ 用地確保費用の約定金額の超過等
3	建設に係るリスク	ア 工事の完成の遅延 イ 工事金額の約定金額の超過 ウ 工事に関連して第三者に及ぼす損害 エ 工事目的物の瑕疵等
4	維持管理・運営に係るリスク	ア 運営開始の遅延 イ 公共サービス利用度の当初の想定との相違 ウ 維持管理・運営の中断 エ 施設の損傷 オ 維持管理・運営に係る事故 カ 技術革新 キ 修繕部分の瑕疵等
5	事業終了段階でのリスク	ア 公共施設等の譲渡 イ 一部又は全部を撤去しての原状回復等
6	各段階での共通リスク	ア 天災等の不可抗力 イ 物価・金利・為替レートの変動、税制の変更 ウ 施設の設置基準、管理基準の変更等関連法令の変更 エ 許認可の取得遅延等

◎リスク負担の例

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
		公共部門	事業者
物価の変動	急激なインフレ等		○
税制の変更	税制の変更による事業費の増大	○	
住民問題	建設反対運動による事業の中止	○	
天災	天災による施設の破損等	○	○
賠償	工事に係る騒音・振動等に起因する損害賠償		○
利用者の減少	サービス内容の陳腐化による利用者の減少		○
利用者の事故	施設利用者の事故による損害賠償		○

第4 VFMの考え方について

1 特定事業の選定

「公共施設等の管理者等は、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適当であると認める特定事業を選定することができる（PFI法第6条）。」「公共施設等の管理者等は、第6条の特定事業の選定及び前条第1項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む）を行い、その結果を公表しなければならない（PFI法第8条）。」とされています。

つまり、PFI事業の実施は、実施することが適当であると認められる場合に限られ、その基準は、「公共施設等の建設、維持管理及び運営が効率的かつ効果的に実施されるもの（PFI法第2条）」ということになります。

PFI基本方針では、基準等について、具体的に以下のように示されています。

- ① 公共サービスが同一水準であれば事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待できること又は公的財政負担が同一水準であれば公共サービスの水準向上を期待できること
- ② 公的財政負担の見込額の算定は、財政上の支援に係る支出、民間事業者からの税収その他の収入等が現実に見込まれる場合においてこれらを調整する等適切な調整を行って、将来の費用と見込まれる公的財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価すること
- ③ 公共サービスの水準の評価は、できる限り定量的に行うことが望ましいが、公共サービスの水準のうち定量化が困難なものについては、客観性を確保した上で定性的な評価を行うこと

2 VFM評価について

VFM (Value For Money) とは、「支払いに対する最も価値の高いサービス供給」という考え方であり、特定事業選定に係る評価基準である「公共サービスが同一水準であれば事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待できること又は公的財政負担が同一水準であれば公共サービスの水準向上を期待できること」は同じ趣旨の考え方です。

PFI事業としての検討をするに当たっては、このVFMという概念を用いて評価を行うことが一般的です。

同一の目的を有する2つの事業を比較する場合、支払いに対して価値の高いサービスを提供する方を他に比して「VFMがある」と、残りの一方を他に比して「VFMがない」というように表現します。

3 LCCとPSC

「1」及び「2」で見たとおり、PFI事業としての実施を検討するに当たっては、VFMの有無を評価することが基本となります。

このVFMの評価をする場合、「LCC」と「PSC」という概念が使われます。その定義は以下のとおりです。

LCC	(Life Cycle Cost) PFI事業として実施する場合における事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値
PSC	(Public Sector Comparator) 公共が自ら実施する場合における事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値

LCCとPSCを比較することにより、VFMを評価します。

評価の類型は以下のように整理されます。

比較条件	比較	VFM	PFI事業実施
公共サービスが同一水準	LCC < PSC	(PFI事業に) VFMがある	○
	LCC > PSC	(PFI事業に) VFMがない	×
LCC = PSC	PFI事業の実施により 公共サービス水準の向上 が期待できる	(PFI事業に) VFMがある	○
LCC = PSC	PFI事業の実施により 公共サービス水準の向上 が期待できない	(PFI事業に) VFMがない	×

また、LCC > PSCであっても、その差を上回る公共サービス水準の向上がPFI事業に期待できれば、PFI事業にVFMがあると言えます。

しかしながら、この場合は、公共サービスの水準とLCC・PSCの比較にどのような方法を用いるのか、比較の基準はどのように設定するのかについて、明確な説明が求められることとなります。

4 各段階におけるVFM評価について

(1) 特定事業の選定段階

特定事業の選定段階においては、民間事業者の計画が明らかになっていないことから、公共サービス水準を同一に設定した上で、PSCとPFI事業のLCCを比較し、VFMの有無を検討することが基本となります。

(2) 民間事業者の募集・選定段階

民間事業者の募集・選定段階においては、民間事業者の計画が明らかになることから、当該計画の公共サービス水準を評価し、これをVFMの評価に加えることができます。

5 PSCの算定

(1) 算定についての基本的な考え方

PSCは、公共が自ら実施する場合における事業期間全体を通じた適正な事業費用予測に

基づく公的財政負担見込額の現在価値のことを言います。

財政負担とは、PFI事業のLCCとの比較を前提に、事業費用又はそれを賄う資金支出の総額を意味します。

現在、公的な会計に企業会計の手法を採り入れ、公的セクターの財務状況や事業費用のより適切な把握を目指す試みが行われています。

PSCの算定に当たっては、適宜、企業会計手法を採り入れ、算定の精度を高めることが必要であると考えられます。

(2) 基本的な算定方法

ア 対象とする事業を県が自ら実施する場合に、設計、建設、維持管理、運営などの各段階において、その時点で採用すると考えられる事業形態を想定する。

イ 「ア」で想定した、各段階の事業形態に基づき経費を積算する。この場合、原則として発生主義に基づき、年度ごとに算定する。また、リスクを定量化して算入する。

ウ 各年度の事業費用の額を現在価値に換算しその総額を求める。

エ 段階に分別できない事業全体のリスクを定量化して算入する。

※ 実際の算定に当たっては、PSC算定の目的を踏まえ、間接コストの算定等精度を高めるための合理的な方法を採用入れることが考えられます。

6 LCCの算定

(1) 算定についての基本的な考え方

VFMを評価するに当たり一般的にLCCは、PFI事業として実施する場合における事業期間全体を通じた公的財政負担見込額の現在価値のことを言います。

PFIは、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営を一体的に扱うことにより財政負担縮減等の効果が期待できるものですから、PFI事業のLCCの算定に当たっては、PFI事業者がそれらの段階すべてを一元的に推進する事業を想定します。

また、PFI事業が各段階すべてを含んでいない場合については、当該PFI事業に含まれる段階すべてを一元的に推進する事業を想定して、算定することが原則となるとともに、民間事業者が付帯的事业を加えて実施する場合は、本来の公共事業が必要とする部分を取り出して、算定することが原則です。

(2) 基本的な算定方法

ア 民間事業者が当該事業を行う場合の費用を設計、建設、維持管理、運営などの各段階ごとに想定し、積み上げ、その上で県が事業期間全体を通じて負担する費用を算定する。

イ 積み上げ、算定に当たっては、市場調査を十分に行うなど、明確な算定基準に基づき行うものとする。この場合、民間事業者の損益計算、資金収支計算等を各年度ごとに想定する。民間事業者の適正な利益やキャッシュフロー、リスク分担などについて配慮が必要となる。

ウ 各年度の公的財政負担の額を現在価値に換算しその総額を求める。

※ 実際の算定に当たっては、LCC算定の目的を踏まえ、間接コストの算定等精度を高めるための合理的な方法を採用入れることが考えられます。

7 リスクの定量化について

VFMの評価を適正に行うためには、LCC及びPSCの算定の精度を高めることが必要です。そのためには、県と事業者との間で、双方のリスク分担を可能な限り明確にし、その上でリスクを可能な限り定量化し算定に加えることが必要です。

(1) LCCにおけるリスクの算定

通常の民間事業において、事業に伴うあるリスクが事業者負担となっている場合、一般に、当該リスクを負担する代償としてそれに見合う対価が事業のコストに含まれていると考えられます。したがって、PFI事業のLCC算定に当たっては、通常、PFI事業で民間事業者が負担すると想定したリスクの対価を算定要素に含めて行います。

(2) PSCにおけるリスクの算定

(1)のリスクは、県が当該事業を自ら実施する場合には、県が負うものであり、これらに伴い金銭的な負担が発生した場合、その負担は県の財政負担となります。

LCCは民間事業者が負担すると想定したリスクの対価を算定要素に含んでおり、VFMを適正に評価するためには、PSCにおいてもそれに対応するリスクを県が負うものとして、算定に加えることが必要です。

第5 透明性の確保について

PFI事業は、本来公共が実施すべき事業を民間事業者にゆだねるという側面を有しています。このため、事業や事業者の選定、事業の実施に当たっては、透明性の確保に特段の配慮を行う必要があります。

このため、事業者の選定などに係る客観的な評価を行う必要があり、法文上においてもこれらの趣旨は明らかされています。

参照

PFI法第4条第3項(抄)

基本方針は、次に掲げる事項に配慮して定められなければならない。

- 二 民間事業者の選定については、公開の競争により選定を行う等その過程の透明化を図るとともに、民間事業者の創意工夫を尊重すること。

PFI法第5条第3項

公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

PFI法第8条

公共施設等の管理者等は、第6条の特定事業の選定及び前条第1項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価(当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。)を行い、その結果を公表しなければならない。

第6 PFI事業者に対する支援等

PFIの活用により、低廉かつ良好な県民サービスを提供するため、PFI事業の効果を最大化するためのスキームを構築する必要があります。このため、県として、特定事業の円滑な実施が促進されるよう、必要に応じて適切な支援を実施します。また、今後のPFI事業の実施を促進するため、国に対する要望等、適切な措置を講じていきます。

PFI法第18条

国、地方公共団体及び民間事業者は、特定事業の円滑な実施が促進されるよう、協力体制を整備すること等により相互に協力しなければならない。

PFI法第17条

国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和を速やかに推進するものとする。

PFI法第19条

国及び地方公共団体は、特定事業の実施について、知識の普及、情報の提供等を行うとともに、住民の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を推進するものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、民間事業者に対する技術的な援助について必要な配慮をするとともに、特許等の技術の利用の調整その他民間事業者の有する技術の活用について特別の配慮をするものとする。

PFI法第12条第2項

地方公共団体は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、公有財産（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第1項に規定する公有財産をいう。）を無償又は時価より低い対価で選定事業者に使用させることができる。

PFI法第14条

国又は地方公共団体は、選定事業の実施のために必要な資金の確保若しくはその融通のあつせん又は法令の範囲内における地方債についての特別の配慮に努めるものとする。

PFI法第15条

選定事業の用に供する土地等については、選定事業者が円滑に取得し、又は使用することができるよう、土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく収用その他関係法令に基づく許可等の処分について適切な配慮が行われるものとする。

PFI法第16条

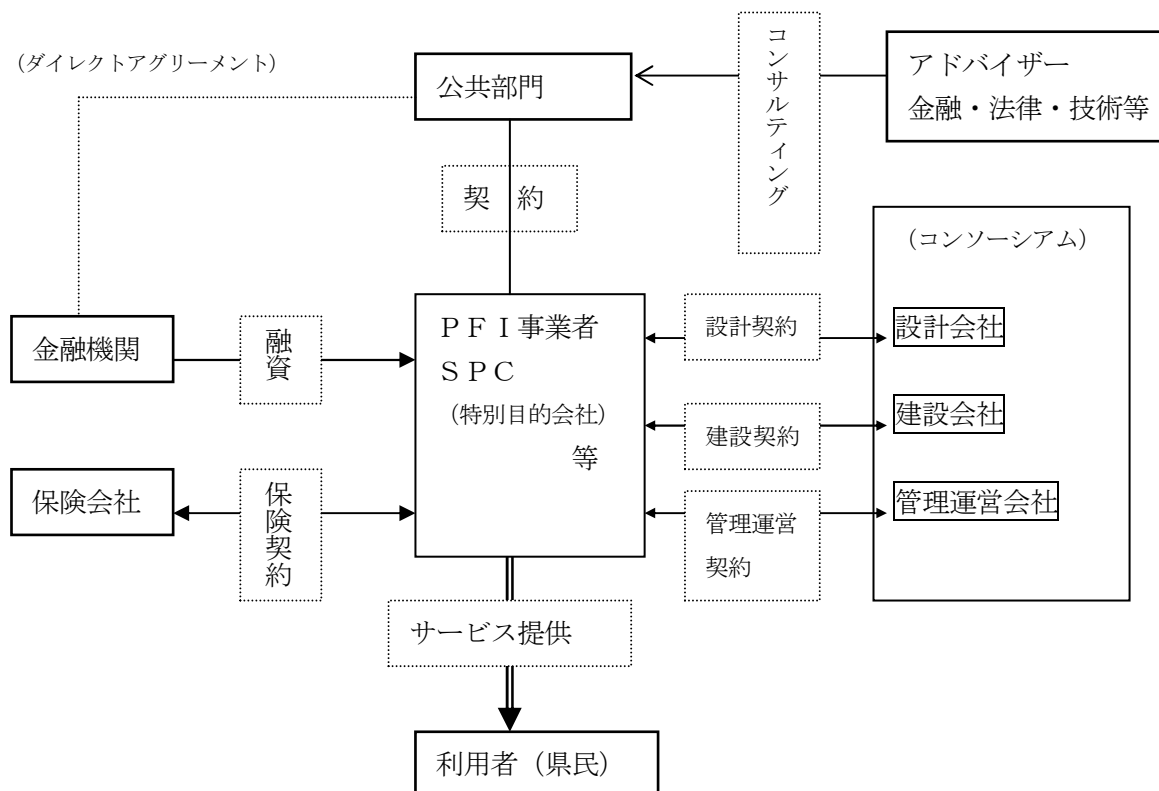
第12条から前条までに規定するもののほか、国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、基本方針及び実施方針に照らして、必要な法制上及び税制上の措置を講ずるとともに、選定事業者に対し、必要な財政上及び金融上の支援を行うものとする。

- 2 前項の措置及び支援は、整備される施設の特性、事業の実施場所等に応じた柔軟かつ弾力的なものであり、かつ、地方公共団体の主体性が十分に発揮されるよう配慮されたものでなければならない。

第7 PFI事業の仕組み

1 一般的な仕組み（構成）

PFI事業における一般的な事業の仕組みを各参加主体の相互の関係により示すと、下記ようになります。



2 ファイナンスについて

PFI事業では、公共部門が民間の事業者との間で、設計、建設、管理運営、資金調達まで包括して、ゆだねる契約を締結します。

事業資金の調達についても、民間事業者が主体的にこれを行います。このときの資金調達方法として、一般的に、プロジェクトファイナンスという手法が有効であると言われています。

プロジェクトファイナンスとは、個々のプロジェクト（事業）自体（事業の持つ権益と資産）を担保として、そのプロジェクトにより得られる収益等のみにより資金繰りを行う、ファイナンス方式です。

通常、プロジェクトファイナンスによる場合は、その事業を遂行することを目的とする会社（特別目的会社：SPC）が設立されます。SPCは金融機関から融資を受ける等の方法により独立して資金の調達を行います。

融資金融機関は、PFI事業の企画段階から参加することが想定され、事業の採算性、持続性などについての適切な評価、事業実施段階におけるリスク管理などが行われることが期待されます。

PFI事業の構想検討時や特定事業の評価を行う場合は、ファイナンスの仕組みなどについて十分に留意する必要があります。

3 公共部門と金融機関の協定（ダイレクトアグリーメント）について

P F I 事業の継続は公共部門・金融機関双方にとって重要なテーマです。また、P F I 事業の破綻時に事業継続や資産の処理について、公共部門と金融機関が協調して取り組むことが双方の利益に適うことが考えられます。

このため、本来、公共部門と金融機関の間に直接的な契約関係は発生しないにもかかわらず、事前に協定（契約）を締結することをダイレクトアグリーメントといいます。

ダイレクトアグリーメントの内容としては、①事業者の事業実態や経営状態等に関する相互通知義務、②破綻時の交渉手順やその期間、③破綻時の介入権（※）の確認、等が想定されます。

※ 事業者の責めに帰すべき事由により事業が破綻した場合、公共部門はすぐには事業契約を解除せず、金融機関に対し、事業へ介入し修復する機会を与える。

第8 その他の留意事項について

1 地方財政措置について

国は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成 12 年 3 月 29 日付け自治調第 25 号自治省財政局長通知）により、地方公共団体が P F I 事業を実施した際の財政措置について、次のように定めています。

(1) 資金手当のための地方債

地方公共団体が、P F I 法に基づき P F I 事業を実施するに当たり、当該施設の所有権が一定期間経過後に地方公共団体に移転するもの又は P F I 契約が当該施設の耐用年数と同程度期間継続するものであり、地方公共団体が P F I 事業者に対し施設整備時に整備費相当分の全部又は一部を負担する場合、必要に応じて資金手当のための地方債措置が講じられます。また、直営事業の場合に国庫補助負担制度がある事業については、P F I 事業で整備する場合にも同等の地方債措置が講じられます。

地方単独事業として P F I 事業を実施する場合には、直営事業の場合に施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設については、当該措置内容に準じて、そのような財政措置の仕組みがない施設（公共性が高く、かつ非収益的な施設で一定の要件を満たすものに限る）についても一定の範囲で地方交付税措置が講じられます。

(2) P F I 事業者に貸与するための土地取得に要する経費

P F I 法第 12 条第 2 項の規定の趣旨を考慮して、地方公共団体が実施方針を定め、P F I 法に基づいて実施する P F I 事業の選定事業者に貸し付ける目的で用地を取得する場合には、必要に応じて資金手当のための地方債措置が講じられます。

2 PFI事業に係る債務負担行為の位置付けと起債制限比率

地方公共団体が実施するPFI事業における債務負担行為と起債制限比率については、事務次官通知に次のように定められています。

「PFI法に基づいて公共施設等の整備を行うため設定される債務負担行為は、効率的かつ効果的な公共施設等の整備のため設定されるものであり、「もっぱら財源調達的手段として設定する債務負担行為」（「債務負担行為の運用について」（昭和47年9月30日付自治導第139号））に該当するものではないと解されること。

しかしながら、この場合においても財政の健全性を確保する必要があるので、PFI事業における債務負担行為に係る支出のうち、施設整備費や用地取得費に相当するもの等公債費に準ずるものを起債制限比率の計算の対象とするものであること。」

3 公の施設とPFI

公の施設の管理者については、地方自治法により定められていることから、PFI事業者の行える管理の範囲について留意する必要があります。

(1) 公の施設とは

公の施設とは、地方自治法第244条において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されています。

(2) PFI事業者が公の施設の管理受託者の要件を満たさない場合

事務次官通知第6により、地方自治法244条の2第3項に規定する公の施設の管理受託者の要件を満たさないPFI事業者に対しても、例えば次の諸業務をPFI事業として行わせることは可能であり、かつ一つのPFI事業者に対してこれらの業務を包括的に行わせることが可能です。

【PFI事業として行わせることのできる業務】

1 次のような事実上の業務

- ・施設の維持補修等のメンテナンス、警備、施設の清掃、展示物の維持補修、エレベーターの運転、植栽の管理

2 管理責任や処分権限を地方公共団体に留保した上で、管理や処分の方法について、あらかじめ地方公共団体が設定した基準に従って行われる次のような定型的行為

- ・入場券の検認、利用申込書の受理、利用許可書の交付

3 私人の公金取扱いの規定（地方自治法243条、同法施行令158条）に基づく使用料等の収入の徴収

4 当該施設運営に係るソフト面の企画

ただし、地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の管理受託者の要件を満たさないPFI事業者は、当該公の施設の利用に係る料金を当該PFI事業者の収入として收受すること及び当該料金を自ら定めることとすることはできません。（地方自治法第244条の2第4項、第5項）

【公の施設の管理受託者の要件】

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときは、条例に定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）

- 1 普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人（地方自治法施行令第 173 条の 3）
- 2 公の施設の管理を委託しようとする普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している法人で
 - ア 当該公の施設の管理を主たる業務とするもの又は
 - イ 当該公の施設の管理に類する業務を行っているもののうち、次のいずれかに該当するもの（地方自治法施行規則第 17 条）
 - ・ 当該普通公共団体が無限責任社員、取締役、若しくは監査役等の 2 分の 1 以上を派遣している法人
 - ・ 当該普通公共団体が主要な代表取締役その他の主要役員を派遣し、かつ当該法人の管理運営に係る事務に従事する主要な職員を派遣している法人

4 WTO 政府調達協定と P F I 事業契約

P F I 契約は、公共施設等の建設のみならず、維持管理及び運営も対象とするものであるため、政府調達協定（1994 年 4 月 5 日マラケシュで署名された政府調達に関する協定をいう。）対象の役務と対象外の役務の双方を包含する混合的な契約となる可能性が高く、こうした混合的な契約においては、主目的である調達に着目し、全体を当該主目的に係る調達として扱うこととされています。

主目的が物品等又は協定の対象である役務の調達契約であって、当該契約の全体の予定価格（主目的以外の物品等及び役務に係る価額を含む。）が適用基準額以上となる場合に、特例政令（「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令第 372 号））の適用を受けることとされている点に留意する必要があります（事務次官通知）。

【政府調達協定の適用対象基準額】

適用期間：平成 14 年 4 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日の間

契 約 内 容	基準金額
・ 物品等の調達契約	2 千 9 百万円以上
・ 特定役務のうち建設工事の調達契約	22 億 2 千万円以上
・ 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	2 億 2 千万円以上
・ 特定役務のうち上記以外の調達契約	2 千 9 百万円以上

第9 今後の課題等について

この「PFI活用指針」については、今後の県におけるノウハウの蓄積や、国内外でのPFI事業の進展状況や研究の深まりに応じて、適宜、改正を行うものとします。